

令和2年11月30日

## 行政評価局調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和2年12月から以下のテーマについて行政評価局調査を実施します。

### ○ 子育て支援に関する行政評価・監視－産前・産後の支援を中心として－

妊娠期から出産後にわたり支援を要する妊産婦に必要な支援を提供できる体制の整備を推進する観点から、地域における産前・産後の支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

#### (連絡先)

<子育て支援に関する行政評価・監視－産前・産後の支援を中心として－>

総務省行政評価局評価監視官（厚生労働等担当）

担当：山下

電話：03-5253-5453（直通）、FAX：03-5253-5457

<行政評価局調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担当：中山

電話：03-5253-5407（直通）、FAX：03-5253-5412

# 子育て支援に関する行政評価・監視－産前・産後の支援を中心として－

## 調査の背景

- 女性の社会進出が進み、仕事と家事や育児の両立は珍しくない状況。  
他方、両立する上で身体的・心理的負担は大きく、産前・産後は、心身のケアやサポートが必要な時期
- 核家族化、地域のつながりの希薄化といった時代の変化などもあり、子育てに悩み、孤立する母親が増加し、産後うつや育児放棄、自殺に至るケースもみられるところ

- 国は、母子保健法、子ども・子育て支援法等に基づき、子育て世代包括支援センターの設置のほか、産前・産後サポート事業、乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業などを活用して、母親に対するカウンセリングや心身のケアなど、産前・産後の支援に係る多様な取組を行うことを市町村に求めているが、実施率が5割を下回る事業もみられる。

- 妊娠期から出産後にわたり支援を要する妊産婦に必要な支援を提供できる体制の整備を推進する観点から、地域における産前・産後の支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

## 主要調査項目と調査の視点

### 1 市町村の妊産婦に対する支援の実施状況

- 市町村が行う産前・産後の支援に係る事業の実施状況 等

### 2 都道府県の市町村に対する支援の実施状況

- 都道府県が行う市町村の取組に対する把握・支援の実施状況

## 主要調査対象

### 調査対象機関

厚生労働省、内閣府

### 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体

## 調査実施期間

令和2年12月～3年11月(予定)

妊娠

出産

乳児

幼児

学齢期

**妊娠の届出・母子健康手帳の交付**

市町村に届出を行い、母子健康手帳の交付を受ける。



**妊婦健康診査**

妊婦に対して健診を実施・勧奨

**妊婦訪問**

妊婦健診の結果、必要に応じ訪問指導

**新生児訪問**

医師、保健師、助産師等が訪問指導

**産婦健康診査事業**

産後うつの予防等のため健診を行う。

**産後ケア事業**

心身のケアや育児サポート等を行う。

**乳幼児健康診査(1歳6か月児、3歳児健診)**

1歳6か月及び3歳児に対して健診を行う。

- 産前・産後サポート事業  
実施率28%(493市区町村)  
(R元年度)
- 産後ケア事業  
実施率54%(941市区町村)  
(R元年度)
- 産婦健康診査事業  
実施率39%(684市区町村)  
(R元年度)

母子保健施策

**産前・産後サポート事業**

子育て経験者等の「相談しやすい話し相手」等による相談支援を行う。

**母親・父親学級**

講習会等による育児等の相談指導等



**乳児家庭全戸訪問事業**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

**子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)**

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

**一時預かり事業**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う。

**地域子育て支援拠点事業**

乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う。

**利用者支援事業**

子供及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供や相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

**子育て短期支援事業**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。

**養育支援訪問事業**

養育が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。

子育て支援施策

